

# 技能実習生 特定技能者 の皆様へ 特定処遇改善手当の支給

2023年4月1日より1年間

当法人では、介護職員等特定処遇改善加算の申請を行います。

下記の金額を特定処遇改善手当として支給します。今年度は、2023年6月・12月、2024年3月の3回に分けて一時金として支給します。

## 支給対象職員

対象となる職員の方は、加算対象施設に在籍し、8時間労働の常勤職員で、2023年4月1日から2024年3月31日の期間勤務された方です。

- 1、介護福祉士等の資格を持ち法人在籍10年以上の方  
216,000円（月額18,000円）
- 2、その他の介護職員の方（法人在籍10年未満）  
108,000円（月額9,000円）  
※ただし、技能実習生のうち、日本語能力試験N3相当を未取得の方は、雇用開始から6ヶ月間は「3、その他の職員」となります。
- 3、その他の職員の方  
54,000円（月額4,500円）

※6月・12月・3月の支給金額については、別途お知らせいたします。  
財源が限られておりますのでご理解をお願いいたします。

2023年4月

社会福祉法人黒松内つくし園  
理事長 大代 貴輝